

アドベンチャーガイドがおすすめする 東京海上日動の国内旅行傷害保険

国内旅行中の事故による様々な危険を補償します。

2019年10月1日以降始期用

国内旅行傷害保険特約付帯普通傷害保険

**特別危険担保特約
(運動割増・山岳登山)付帯**

国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約、遭難捜索費用担保特約等をセットすることができます。

本プランでは、旅行中に山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する場合をいいます。)を行っている間の傷害を補償する「特別危険担保特約(運動割増)」が付帯されています。

死亡・後遺障害保険金

旅行中の事故によりケガをして、その結果死亡された場合
または後遺障害が生じた場合に補償します。

(山岳登山中のケガがもとの場合も補償)

※ 交通事故をはじめ様々な事故によるケガがもとになってお亡くなりになったとき(山岳登山中のケガがもとの場合も補償)



賠償責任保険金

旅行中に他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合の損害賠償金を補償します。 Ex)他人にケガをさせた

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等は示談交渉はできませんのでご注意ください。



救援者費用等保険金

旅行中のケガにより継続して14日以上入院した場合等に、
看護のために現地に向かった親族*1が負担した
交通費・宿泊料等を補償します。

Ex)ケガがもとで継続して14日以上入院



遭難捜索費用保険金

日本国内で、山岳登山の行程中に遭難したことによって
支出した捜索・救出・移送のための費用を
補償します。

Ex)山岳登山中に遭難して救出された



*1 6親等内の血族、配偶者*2または3親等内の姻族をいいます。 *2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)。①婚姻意思*3を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

ポイント

旅行の目的をもってご自宅を出発されてから、ご自宅にお戻りになるまでしっかり補償します。

(空港でお申し込み手続きを行なわれる場合は、空港でのお申込み手続き終了時からご自宅にお戻りになるまでの補償となります。)

※保険の責任期間(補償期間)は保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時から末日の午後12時(24時)までとなりますが、保険期間内であっても住居(ご自宅)に帰着した時点で、保険の責任期間は終了します。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ご契約金額と払い込みいただく保険料

保険期間		2日	4日	7日	
注:()内は旅行期間を示します。		(1泊2日)まで	(3泊4日)まで	(6泊7日)まで	
(ご契約金額)	傷害	死亡・後遺障害保険金額	115.6万円	123.2万円	156.6万円
		賠償責任保険金額 (免責金額0円)	100万円	100万円	100万円
		救援者費用等保険金額	200万円	200万円	200万円
		遭難捜索費用保険金額	50万円	50万円	50万円
お支払いいただく保険料		1,000円	1,100円	1,300円	

*1 各保険金額・日額には引受けの限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

【ご注意】①保険期間(保険のご契約期間)はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「10月1日より10月7日までの旅行」の保険期間は、「7日まで」となります。②次のいずれかに該当する場合には、他の保険契約等*2と合算して死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超える契約はできません。

a. 保険の対象となる方の年齢が保険始期日時点で満15歳未満の場合 b. 保険の対象となる方の同意がない場合(保険契約者=保険の対象となる方の場合を除きます。)

*2 「他の保険契約等」については、重要事項説明書等をご確認ください。

保険の対象となる方が20名以上で同一の保険期間、かつ、1つの保険証券等でのご契約のとき、保険料の割引が適用できる場合があります。詳細は取扱代理店までご照会ください。また、上記に記載のない保険金額(ご契約金額)でのご契約をご希望の際も、取扱代理店までお問い合わせください。

お問合せ先(取扱代理店)

株式会社 アドベンチャーガイド

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-4山和ビル3階

TEL:03-5215-2155 FAX:03-3288-3211

(引受保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社

担当課:旅行業営業部 営業センター

〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-16

TEL:03-5537-3490 FAX:03-5537-3475

令和元年9月作成

19-T02027

補償内容のご説明(お支払いする保険金の概要等)

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
傷害	死亡保険金 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。) ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ*8 ●核燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ ●ビックル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。) ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの等
	後遺障害保険金 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生日からその日を含めて 180日以内 に後遺障害*1が生じた場合。 *1 治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%~100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	*8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。
賠償責任保険金	日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物(宿泊施設の客室・客室内動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。))を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額をお支払いします。 ※1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。) ●車両(ゴルフカート、レンタカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。))の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同居の親族*9および旅行行程を同じくする親族*9に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任 等
救護者費用等保険金	①日本国内旅行中に搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合②保険の対象となる方がビックル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難した場合。*16 ③日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合。 ④日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて 180日以内 に死亡(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)または継続して 14日以上入院 *3された場合。 *16 補償する場合には特別危険担保特約をセットし、別途割増保険料をいただきます。	ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族*9が負担した下記の費用をお支払いします。 ※ただし、救護者費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ①捜索救助費用 ②現地への1往復分の交通費(救護者2名分まで) ③宿泊料(1名について 14日分を限度 とし、救護者2名分まで) ④現地からの移送費用*17 ⑤現地での諸雑費(3万円まで) *17 帰宅運賃のうち私戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額はこの費用の額から差し引きます。 (※)他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ●保険金受取人の故意または重大な過失(その方が受け取るべき金額部分) ●けんかや自殺行為・犯罪行為による事故 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ●ビックル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。)*18 ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の事故等 *18 捜索救助費用については、特別危険担保特約をセットし、割増保険料をいただいた場合もビックル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山の行程中に遭難したことによって支払った費用はお支払いの対象となります。(遭難捜索費用保険金にてお支払いします(遭難捜索費用セットの場合。))
遭難捜索費用保険金	日本国内で、山岳登山(ビックル・アイゼンなどの登山用具を使用するものをいいます。)の行程中に遭難した場合。	遭難したことによって支出した捜索・救出・移送のための費用(捜索・救出・移送活動に従事した方からの請求にもとづき保険の対象となる方が支払った費用で、かつ、社会通念上妥当と認められる費用をいいます。) ※ただし、遭難捜索費用保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	

*2 保険の対象となる方以外の医師が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師が行う治療をいいます。

*9 6親等内の血族、配偶者*10または3親等内の姻族をいいます。

*10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)

①婚姻意思*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*11 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたって継続する意思をいいます。

●上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください(例えば職業病、テニス肩等)。

●「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ご契約に関する注意

①**保険料領収証**: 保険料払い込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。

②**保険証券、保険契約証または被保険者証について**: 代理店または東京海上日動にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が、旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または東京海上日動へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申し込みいただきますようお願いいたします。

③**補償の重複について**: 賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他ににご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

この保険のご契約者の皆様にご利用いただけるデリーサポートサービスの詳細については、専用チラシをご確認ください。
 このパンフレットは、国内旅行傷害保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「**重要事項説明書**」をよくお読みください。また、詳細は『国内旅行傷害保険ご契約のおしり』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いたしますようお願いします。
 なお、東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、東京海上日動と直接契約されたものとなります。